

検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2016年12月28日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 1228 第1号」にて、検体検査実施料の算定留意事項が改正され、2017年1月1日より下記項目の保険適用の対象となる検査方法が追加されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

●検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査					
8	結核菌群核酸検出	PCR-CE法 (核酸増幅とキャピラリ電気泳動分離による検出を組み合わせた方法)	410	微生物 150	*

[注] 下線部が追加変更されました。

* : 「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、LAMP法又は核酸増幅とキャピラリ電気泳動分離による検出を組み合わせた方法による。

なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

以上